型01Abba0052202　型01Abba0052204
型01Abba0052205　型01Abba0052206
型01Abca0052201　型01Abca0052202
型01Abca0052204　型01Abca0052205
型01Abca0052206　型01Abab0052201
型01Abab0052202　型01Abab0052204
型01Abab0052205　型01Abab0052206
型01Abbb0052201　型01Abbb0052202
型01Abbb0052204　型01Abbb0052205
型01Abbb0052206　型01Abcb0052201
型01Abcb0052202　型01Abcb0052204
型01Abcb0052205　型01Abcb0052206
型01Abac0052201　型01Abac0052202
型01Abac0052204　型01Abac0052205
型01Abac0052206　型01Abbc0052201
型01Abbc0052202　型01Abbc0052204
型01Abbc0052205　型01Abbc0052206
型01Abbe0050816　型01Abbe0050817
型01Abce0050816　型01Abce0050817

百年住宅株式会社

型01Acba0130261

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、灰色長袖トレーナー、黒色ズボン、チャック付き黒色ズボン、ジャージ、ベルト、靴下、白色長靴、体は下半身のみ残存、鍵二本を所持

上記の者は、平成25年７月23日午後１時46分、島根県浜田市瀬戸ヶ島町馬島灯台から真方位140度480m付近海上にて発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は当市日脚町共同墓地内納骨塔に納骨してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部地域福祉課まで申し出て下さい。

平成25年８月23日

島根県　　浜田市長　宇津　徹男

行旅死亡人

本籍・住所・生年月日・氏名は不詳、60歳から70歳位の男性と推定、着衣は白っぽいジャンパーに白っぽいシャツ、紺色Gパン、青色と白色の縦縞模様のパンツ（トランクスで男性用）、紺色靴下（片方）、白色スニーカーを着用、所持品は腕時計１個、眼鏡１個、財布１個、小銭入れ１個、鍵１本、ポシェット１個など、遺留金125円

上記の者は、平成25年２月８日午前９時40分頃、廿日市市宮島町1168番地１の網之浦コーポ東方約100メートル先市道脇で頭蓋骨が、翌日には当該頭蓋骨発見場所から西方の側溝に大腿骨様の骨片が発見されたものです。推定死亡年月日は不明。身元不明のため平成25年８月１日、本市において火葬に付し、遺骨を霊峯苑納骨堂に安置しておりますので、お心あたりの方は、当市福祉保健部社会課まで申し出てください。

平成25年８月23日

広島県　　廿日市市長　眞野　勝弘

無縁墳墓等改葬公告

秋田県が施行する地方道路交付金事業（鷹巣西道路）のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成25年８月23日　　秋　田　県

１　墳墓等所在地　秋田県北秋田市坊沢字大向33番１

１　墳墓等の名称　大向墓地

１　死亡者の本籍及び氏名　不詳

１　改葬を行おうとする者　秋田県北秋田市鷹巣字東中岱76番地１　秋田県北秋田地域振興局建設部長　石川　浩司

公示送達

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成25年８月23日

東京都市計画事業
北小岩一丁目東部土地区画整理事業
施行者　江戸川区
代表者　江戸川区長　多田　正見

１　送付を受けるべき者の最終住所及び氏名

住所　東京都江戸川区小岩町七丁目
氏名　普通水利組合

２　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業において定められた別表及び別図のとおり仮換地指定をします。

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、江戸川区長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別表及び別図の掲載は省略し、それらを北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所の掲示場所において掲示しています。

公示送達

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等除却通知及び照会並びに建築物等除却通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第２項が準用する同法第77条第５項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成25年８月23日

東京都市計画事業
北小岩一丁目東部土地区画整理事業
施行者　江戸川区
代表者　江戸川区長　多田　正見

１　建築物等除却通知及び照会の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　東京都江戸川区北小岩一丁目21番19号
氏名　豊田　　誠

２　建築物等除却通知の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　東京都江戸川区北小岩一丁目20番11号　フレジェール北小岩101
氏名　江口　誠史
住所　東京都江戸川区北小岩一丁目20番11号　フレジェール北小岩102
氏名　村田　　優
住所　東京都江戸川区北小岩一丁目20番11号　フレジェール北小岩201
氏名　内村　清美
住所　東京都江戸川区北小岩一丁目21番11号　森田マンション３Ｂ
氏名　吉原　満男
住所　東京都江戸川区北小岩一丁目21番11号　森田マンション３Ａ
氏名　古川　摩周

３　通知の内容

土地区画整理法第77条第２項の規定により、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業において定められた別紙のとおり建築物等除却通知及び照会並びに建築物等除却通知をします。

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、江戸川区長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所の掲示場所において掲示しています。